

地域で支える子どもの居場所づくり支援事業補助金 Q & A

問1 子ども食堂、学習支援どちらも実施する場合は、補助金額は上限10万円（5万円×2）になるのか。

（答え）

補助金の交付は、一団体又は一個人につき、1回に限るものとしているため、子ども食堂と学習支援の2つ事業を実施していても、補助金額は上限5万円です。事業計画及び実績は、どちらかに絞って記載いただいても結構です。

ただし、事業主体が異なる場合であれば、事業主体を分けて申請していただければ、それぞれに上限5万円を補助します。

問2 継続した活動実績とはどういったことを指すのか。

（答え）

これまでに県内で複数回の活動実績があることを原則としています。活動年数や頻度は問いません。

問3 通年で事業実施の予定があるが、実績報告は全て終了した後でなければ提出できないのか。

（答え）

本補助によって購入した消耗品を利用した活動を実施していれば事業実績とみなしますので、通年実施予定がある場合でも、交付決定後に実施した実績1回分を報告いただければ結構です。なお、購入した物品を1回の活動で使い切る必要はありません。

問4 交付決定では、5万円（税抜）と申請していたが、実際購入に4万5千円（税抜）しかかからなかった場合、事業計画の変更が必要か。

（答え）

30%以内の増減は軽微な変更とみなしますので、事業計画の変更は不用です。実績で実際にかかった金額を報告していただければ、4万5千円で額の確定を行います。